

福祉サービスの種類と内容

介護給付

サービス名	サービス内容	障害支援区分等の要件
きょたくかいご 居宅介護	自宅で入浴、排せつ及び食事等の身体介護や調理、掃除、洗濯、買い物等の家事援助を行います。	・区分1以上
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	・区分4以上かつ二肢以上の麻痺を有する肢体不自由者 ・区分4以上かつ行動関連項目10点以上の知的、精神障がい者
せいかつかいご 生活介護	常時介護を要する障がい者に対し入浴、排せつ、食事等の介護を行ったり、調理、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行ったりします。	・50歳未満は区分3以上（施設入所者は区分4以上） ・50歳以上は区分2以上（施設入所者は区分3以上）
しせつにゆうしょ 施設入所	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。	・区分4以上（50歳以上は区分3以上）
たんきにゆうしょ 短期入所	自宅で介護をする方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	・区分1以上
どうこうえんご 同行援護	視覚障害により移動に困難を有する人に、外出時に同行し必要な支援を行います。	「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかがあり、かつ移動が困難であること
こうどうえんご 行動援護	行動する時に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。ただし、行動上著しい困難がある知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）のみが対象です。	・区分3以上かつ行動関連項目10点以上
じゅうどうしょうがいしやく 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	居宅介護等、複数のサービスを包括的に行います。ただし、常時介護を有する障がい者（児）で、介護の必要性が著しく高い方がのみが対象です。	・区分6で四肢麻痺があり、人工呼吸器による呼吸管理が必要な身体障がい者 ・区分6の重度心身障がい者 ・区分6かつ行動関連項目10点以上の知的、精神障がい者
りょうようかいご 療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。※ただし、医療を要する障がい者であって、常時介護を要する方がのみが対象です。	・区分6以上の気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸器管理が必要な者 ・区分5以上の重症心身障がい者、又は進行性筋萎縮症患者

訓練等給付

サービス名	サービス内容	標準利用期間
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同で日常生活を営む上で、主として夜間において相談、その他日常生活上の援助等の支援を行います。	サテライト型住居のみ 3年
にっちゅう しえんがた 日中サービス支援型 きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	重度の障がい者等に対して、常時の支援体制を確保したグループホーム。共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上の援助等の支援を行います。	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	65歳未満の者で、企業等への就労を希望する者、又はあん摩マッサージ指圧師免許等を取得し、就労を希望する者の支援を行います。	2年
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用され、就労を継続している期間が6か月を経過した方に対し、当該事業所での就労の継続を図るために必要な支援を行います。	3年
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型 こようがた (雇用型)	企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満）の支援を行います。	
しゅうろうけいぞくしえんがた 就労継続支援B型 ひこようがた (非雇用型)	一般企業等の雇用に結びつかなかった方や50歳に達している方、障害基礎年金1級受給者等で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方の支援を行います。	
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	本人の希望を聞き取り、就労を行う能力や適性などを分析し、どのような仕事や就労先が最善か、訓練を受けたほうがよいかなどを本人と一緒に考え、適切な選択のサポートを行います。	
じりつくんれん 自立訓練	機能訓練：身体機能の維持・向上のための訓練の支援を行います 生活訓練：生活能力の維持・向上のための訓練の支援を行います	機能訓練：1年6か月 生活訓練：2年
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	施設入所又は共同生活援助を受けていた方に対し、居宅における自立した日常生活を送るための定期的な巡回による相談や情報提供等の支援を行います。	1年

障害児通所給付

サービス名	サービス内容
じどうはったつしえん 児童発達支援	発達の遅れに心配のある未就学児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活へ適応することができるよう指導及び訓練を行います。
ほうかごろう 放課後等デイサービス	小・中・高校に在籍している発達の遅れに心配のある障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を行います。
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	保育所等に通っている発達の遅れに心配のある障がい児に対して、当該施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
いりょうがた 医療型 じどうはったつしえん 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し集団生活に適応することができるよう指導及び訓練を行います。
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう指導及び訓練を行います。

相談支援

サービス名	サービス内容
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
ちいきいこうしえん 地域移行支援	入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、地域生活への移行のための支援を行います。（利用期間は1年間）
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

地域生活支援事業

サービス名	サービス内容
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	屋外での移動に著しい制限のある障がい者について、外出のための支援を行います。
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	障がい者および障がい児に対し、日中における活動の場の提供や見守り等の支援を行い、障がい者等の家族の就労支援や負担軽減を行います。
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

※サービス利用する際には、別途自己負担がかかる場合があります。
また、障害の状態によっては利用出来ない場合がありますので、ご確認ください。